

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その12）

令和2年3月13日
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省(MOH)は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（12日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

感染者数187名（累計）、退院者数96名（累計）、死亡事例0名

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/nine-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed>

2. また本13日、同保健省は、過去2週間で中国以外の新型コロナウイルスの症例数は10倍増加。影響を受ける国の数は3倍。現在118国で125,000件を越える症例、4,000人以上が死亡。当地では、3月12日現在、確認症例総数の約25%が国外からの流入であり、過去10日間で23件の流入例（新規症例数の約1/3）があり、これら症例には、欧州諸国への旅行歴がある症例13件、インドネシアからの流入例6件が含まれるとして、感染拡大防止のための新たな措置として概要次の通り公表しました。詳細は保健省HPを確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-escalating-global-situation>

（1）渡航勧告

●イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの不要不急の渡航延期勧告を発出（既に発出の、中国湖北省への渡航中止勧告、中国本土他地域、イラン、日本、韓国への不要不急の渡航延期勧告に留意）。

●新型コロナウイルスの感染が発生している国、特に感染者を出国させている国（これらには、インドネシア、フィリピンなどの近隣国、英国などの遠隔地が含まれる）に旅行をする際には注意が必要。世界全体で状況は進行しており感染が発生している国は他にもありうることを留意。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/annex13-3.pdf>

(2) 入国制限措置

欧州諸国よりの流入例の増加を考慮し、新たな入国制限を実施。

● 3月15日23:59から、過去14日以内に、イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴がある新規入国者は、シンガポール入国及びトランジットを許可されない。

● 3月15日23:59から次の帰国者はSHN(Stay-Home Notice／シンガポール帰国日から14日間の外出禁止)措置とする。

■ 過去14日以内に、イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴を持つシンガポール市民・永住者

■ 過去14日以内に、イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴を持つ長期滞在ビザ（各種労働ビザ、学生ビザ、家族帯同ビザ、ロングタームビジットパス）所持者。

■ 以前に発出の、中国本土（湖北省以外／湖北省よりの帰国者は検疫対象）、イラン、韓国から帰国する市民・永住者・長期滞在ビザ所持者へのSHN(Stay-Home Notice／シンガポール帰国日から14日間の外出禁止)措置は継続。

● これら入国制限措置は現時点でのものであり世界的状況に基づき定期的に見直される。

(3) 追加予防措置

● 3月4日から、シンガポールに入国する発熱・呼吸器症状のある旅行者は、旅行歴に関係なく、検査所で新型コロナウイルス検査（スワブ検査）の受検が義務。また、本日以降、SHN(Stay-Home Notice／シンガポール帰国日から14日間の外出禁止／外国人訪問者はホテル可)措置を発行。

この検査結果が陰性であっても、感染の可能性がないということにはならないことからSHNに服する必要がある。臨床的に感染が疑われる場合には病院に送致される。

● シンガポールは全てのクルーズ船の寄港を中止する。

(4) イベント及び集会に関する勧告

●250人以上が参加する文化・スポーツ・エンターテイメントの全てのイベントを延期または中止を勧告。既にやめることが出来ない実施段階に入っているイベント（チケット販売済など）の場合、主催者はイベント継続にあたり十分な感染予防対策が講じられていることを示す必要がある。

●私的行事・宗教行事を含む全ての集会について、主催者は次の予防措置を講じることを勧告。

■イベント規模を250人未満に減らす。

■参加者の混雑を減じる（1メートル離れて着席、握手を避ける等）、換気を良くする。

■体温・健康スクリーニングの整備、体調不良者の入場制限。

■参加者連絡先の詳細取得など、必要に応じ追跡を容易にする措置を講じる。

■参加者は社会的責任を持ち、自分の健康状態を確認し、体調不良の場合は集会・イベント参加自粛。

(5) 職場に関する助言

雇用主は、可能な限り濃厚接触を減らすための措置を勧告。例えば、在宅勤務・ビデオ会議の実施・シフト制・オフピーク通勤。会議室・執務室座席の間隔の確保。

(6) 公共施設に関する助言

●公共施設所有者／テナントは、可能な限り顧客との密接な接触を減らす対策を講じることを勧告。例えば、■ダイニング会場では少なくとも1メートル離れた場所に席を設定。■娯楽施設・観光スポット（カジノ・映画館・テーマパーク・美術館・ギャラリーなど）は、一度の来訪者数の制限、来訪者間の間隔を広げるなどの措置。■屋内スポーツジムは、利用客制限・物理的分離手段、清掃頻度増加、不必要的接触を減らし公衆衛生を確保。

●イベント・集会・職場・公共の場に関する上記勧告は、世界的な状況に

基づいて見直される。

3. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。
4. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。
5. 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

ml

●シンガポール保健省（MOHホームページ）<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府はWhatsAppの専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）